



## 農業委員会選挙人名簿登載申請について

農業委員会等に関する法律の一部改正により、今後農業委員会の委員の選挙は行いません。  
 そのため、毎年農家の皆様に提出していただいていた久米島町農業委員選挙人名簿登載申請書は、今年度より提出して頂く必要はございません。



## 農業委員会総会について

農業委員会総会は毎月 25 日開催で、各種申請の締め切りは 15 日までとなっております。(日程が変更になる場合もございます。)

## 農地売ります!!

次の農地の売却がありますので、お求めの方は農業委員会までご連絡ください。

大字	小字	地番	面積 (㎡)
真謝	長迫原	1684-1	128
真謝	長迫原	1684-3	95
真謝	長迫原	1686-1	786
真謝	長迫原	1687-1	191
真謝	ニシアケタ原	2028-1	3183
真謝	ニシアケタ原	2028-2	818
真謝	ニシアケタ原	2107	66
真謝	ニシアケタ原	2108-1	66
真謝	ニシアケタ原	2108-2	22
真謝	ニシアケタ原	2108-4	9.32
真謝	ニシアケタ原	2108-8	3.20

大字	小字	地番	面積 (㎡)
真謝	ニシアケタ原	2136	23
真謝	後原	2192	557
真謝	後原	2311	155
真謝	後原	2312	1283
真謝	クサト原	2600	228
真謝	米原	2824	825
真謝	米原	2825	1020
真謝	米原	2886-1	2.57
真謝	米原	2887-1	45
謝名堂	マイ原	1026-2	426

お問合せ 農業委員会 ☎985-7134

久米島家畜セリ市場で1月18日に初セリ開催セレモニーが行われ、多くの関係者が参加しました。

安次富 均 JA おきなわ常務理事は、「優良牛繁殖増やしていく必要がある。生産農家、行政との連携を活かして取組みを強化していきたい」とあいさつしました。

セリでは子牛 207 頭、成牛 22 頭が落札され、子牛の落札平均価格は 64 万 4,995 円(税抜き)、最高価格は約 94 万 1 千円(税抜き)と、昨年を上回る結果となりました。

他、年間を通して販売実績が良かった畜産農家の方々へ感謝状が送られました。

- 多頭販売者  
知念幸真さん、宇根良実さん、翁長豊さん
- 年間最高価格販売者  
多和田勤さん(去勢の部) 山城義明さん(雌の部)

## 今年も好調!初セリ



## 軽自動車税の税率の改正について

地方税法の改正に伴い、条例改正が行われました。  
 それに伴い平成28年度から軽自動車税の税率が引き上げとなります。



### 原動機付自転車・二輪車

車両区分	年税額	年税額		
		平成27年度まで(改正前)	平成28年度以降(改正後)	
原動機付自転車	50cc以下	白色	1,000円	2,000円
	50cc超~90cc以下	黄色	1,200円	2,000円
	90cc超~125cc以下	桃色	1,600円	2,400円
	ミニカー	水色	2,500円	3,700円
二輪の小型自動車(125cc超~250cc以下)等			2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)			4,000円	6,000円
小型特殊	農耕用	緑色	1,600円	1,600円※改定なし
	その他		4,700円	4,700円※改定なし

※小型特殊については、税率改定なし。

### 三輪・四輪の軽自動車

3種類の税率(①現行税率・②新税率・③重課税率)に分けられます。

車両区分	現行税率	改定税率		
		平成27年3月31日以前の初度登録から13年を経過していない車両(①現行税率)	平成27年4月1日以後の初度登録車両(②新税率)	平成27年3月31日以前の初度登録から13年を経過している車両(③重課税率)
三輪(660cc以下のもの)		3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上のもので 660cc以下	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

※初度登録とは、自動車検査証(車検証)の初度登録年月をご確認ください。基準日は平成28年4月1日

### グリーン化特例(軽課)とは...

平成27年度に新車新規登録した軽四輪車・軽三輪車のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両は、その燃費性能に応じて軽自動車税の税率を軽減する特例措置のことで、この特例は、平成28年度課税分に限り適用されます。その対象となるのは次のものです。

#### [燃費基準]

- A 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低)【75%軽減】
- B 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車【50%軽減】  
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車【50%軽減】
- C 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車(Bを除く)【25%軽減】  
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車(Bを除く)【25%軽減】

※B、Cについては、ガソリンを内燃機関燃料とする軽自動車に限り、かつ各燃費基準の達成状況は、自動車検査証(車検証)の備考欄に記載されています。

グリーン化特例の対象は平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車を初度登録した車両で、かつ上記の燃費基準にあてはまるものです。

車両区分	基準年税額	A(年税額)	B(年税額)	C(年税額)	
軽減税率(基準・②新税率)	②新税率	75%軽減	50%軽減	25%軽減	
軽三輪	3,900円	1,000	2,000	3,000	
軽四輪	乗用・自家用	10,800円	2,700	5,400	8,100
	乗用・営業用	6,900円	1,800	3,500	5,200
	貨物・自家用	5,000円	1,300	2,500	3,800
	貨物・営業用	3,800円	1,000	1,900	2,900

### 軽自動車のご確認を!

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。廃車、名義変更、新規に取得した場合はすみやかに届出の届出の届出の届出の手続きをおこなってください。手続きをせずそのままにしておくと毎年軽自動車税が課税され、納めずにいると延滞金が発生してしまいます。

※廃車した場合は、廃車証明書または依頼した相手先からの領収書(ナンバー、車体番号の記載のあるもの)を大切に保管してください。この書類をもとに確認することができます。

- 125cc以上のバイク、四輪貨物、四輪乗用車 久米島自動車整備協業組合 ☎985-2984
- 125cc以下の原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車 久米島町役場税務課 ☎985-7127